

新宿区教育委員会会議録

平成17年第7回定例会

平成17年7月1日

新宿区教育委員会

平成17年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成17年7月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時46分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美 紀 子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	鴨 川 邦 洋	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
学 校 運 営 課 長	杉 原 純	教 育 環 境 整 備 課 長	木 村 純 一
生 涯 学 習 振 興 課 長	赤 羽 憲 子	生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長	小 野 寺 孝 次

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広	教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎
---------------------	---------	-----------------	-----------

議事日程

議 案

- 日程第 1 議案第 4 5 号 新宿区立総合体育館条例施行規則を廃止する規則
- 日程第 2 議案第 4 6 号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則

報 告

- 1 平成 1 7 年第 2 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 新宿区心身障害学級（情緒・通級学級）に関する検討委員会報告（ ）について（学校運営課長）
- 3 幼保連携・一元化の進捗状況について（学校運営課長）
- 4 第六次・学校適正配置計画の進捗状況について（教育環境整備課長）
- 5 その他

資料配布

- 1 新宿区の心身障害教育

開 会

櫻井委員長 ただいまから平成17年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議案第45号 新宿区立総合体育館条例施行規則を廃止する規則

議案第46号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第45号 新宿区立総合体育館条例施行規則を廃止する規則」及び「日程第2 議案第46号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ採決するというところでよろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

櫻井委員長 では、「日程第1 議案第45号 新宿区立総合体育館条例施行規則を廃止する規則」及び「日程第2 議案第46号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則」を一括して議題といたします。

議案第45号及び議案第46号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第45号、46号について、一括して御説明をいたします。

この施行規則関係につきましては、先般5月24日の第2回臨時会で御審議いただきまして決定いただきました「総合体育館条例を廃止する条例」それと「新宿スポーツセンター条例」の制定ということで、御審議いただきました。いずれも、6月の第2回定例会で可決されております。

今回、2本だけ上げましたのは、そのほか5月24日の臨時会では、このほか7本、指定管理者移行のための条例改正がございました。これにつきましては、8月の定例会で御審議いただく予定でございます。本日はスポーツセンター条例の指定管理者を公募するために、実は明日、7月2日から公募を開始する予定でございますので、本日、先行して規則の改正を御決定いただきたいというふうに思っております。

それでは1枚めくっていただきまして、議案の概要が出ております。

45号議案につきましては、新宿区立総合体育館条例施行規則を廃止する規則ということで、

概要の方を読み上げさせていただきます。

新宿区立総合体育館を、健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るスポーツ施設と、区民とともに新宿区の生涯学習・スポーツに関する活動の推進を図る生涯学習施設に再構築するため、新宿区立総合体育館条例を廃止した。これに伴い、新宿区立総合体育館条例の施行規則を廃止する。施行日は18年4月1日でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案のかがみが出てまいります。もう1枚めくっていただきますと、施行規則を廃止する規則ということで、御覧のとおりでございます。

提案理由につきましては、先ほど概要で御説明いたしました。

また議案の概要の方に戻っていただきたいと思っております。46号議案でございます。

新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則でございます。これは、新宿区立総合体育館条例の廃止及び新宿区立スポーツセンター条例の制定に伴いまして、新宿区立スポーツセンター条例の施行について必要な事項を定めるものでございます。

制定内容につきましては、1から3にございますように、手続的なことを大体定めております。施行日につきましては、条例と同様18年4月1日で、特別、準備行為につきましては、この規則の施行前においてもできるということで、条例と同じつくりになっております。経過措置は18年6月30日までの、附帯設備の利用料金を定めるものでございます。

議案の方に入って、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。手続的なことが多い規則になっておりますので、その辺については省略をさせていただきます。

第1条は趣旨を定めております。

第2条については、公募に際して明示する事項を1号から10号まで、御覧のとおり明示することになっております。

第3条は申請団体の資格でございます。1号、2号というふうになっております。

第4条は省略させていただきます。

第5条は申請の期間でございます。公募開始から30日を経過する日ということで、1行目のところに書いておりますが、スポーツセンターに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、明日7月2日から8月1日まで公募をいたします。

6条、7条、それから次の8条、9条については、手続的なことですので省略をさせていただきます。

第10条は団体登録の要件を定めております。団体登録をした登録団体につきましては、先行して施設の申し込みができるわけですが、その要件を定めたものでございます。第10条の

1号から3号までにその要件を定めております。

第11条は団体登録の手続でございます。

それから第12条は団体登録の有効期間ということで、登録されました団体登録の有効期間が、登録証を交付した日から3年後の同日の属する月の末日までということになっております。

次からは、12、13、14条まで省略させていただきます。

15条は貸切利用の申請ということで、これにつきましては、2行目あたりからですが、利用申請書または委員会が定めるインターネットによる利用申請・承認システムにより指定管理者に申請するというので、利用・承認、今までと同じような申請の仕方と、インターネットによる利用申請と承認システムを新たに導入して、インターネットでも申し込めるようなシステムにするものでございます。

次のページでございます。3ページですが、16条は貸切利用の承認を定めております。ここも承認の際にも利用承認書と、これは郵送で送らせていただきますが、加えまして電子申請システムによりも承認を行うことができるというふうに定めております。

17条は個人利用の申請等に関して定めております。

それから18条につきましては、利用申請の制限ということで、これは条例の中で1号にございますように、「利用の取消しの申出をすることなくスポーツセンターを利用しなかったとき」ということで、利用申請はしたけれども、認められたけれども、取り消しの申し出をしないで使わなかったとき、これはある程度有効活用を図る上で、ペナルティーを課さなければならぬだろうということで、これについては1カ月利用申請を制限する。あるいは2号にございますように、利用料金の納入期間内に利用料金を納入しなかったとき、これについても1カ月利用制限をし、ペナルティーを与えるということで、以降そういった事由が重なるたびに、2カ月、3カ月というふうに少し利用制限を重くしていくような規則になっております。

19条、20条、それから21条は省略させていただきます。第22条は貸切利用による利用時間ということで、これについては細かい話ですが、準備、後片付けの時間を含むということで規定しております。

それから23条は利用料金の納入について定めておりますが、利用承認を行った日から起算して3日以内に利用料金を納入するというふうにしております。

24条は利用料金の減額または免除について、具体的に定めております。条例の27条に規定

されておりますが、具体的にできる場合といたしまして、1号では新宿区または区の行政委員会が事業として利用するとき、これは免除でございます。2号は新宿区立の学校または幼稚園が行事として利用するとき、これも免除でございます。それから財団法人新宿区生涯学習財団がその事業として利用するとき、これも免除でございます。それから委員会が認める区内の社会教育団体が、条例第12条といたしますのはスポーツセンター条例の12条でございます。指定管理者と区との協定ということで、それにより利用するときについては5割の減額、というふうに具体的な個々の事例で定めております。それから1項飛びまして3項のところでございますが、これは駐車場の利用料金について減額の、あるいは免除の定めをしております。上の今申し上げました1項の1号から3号までに該当する場合と、それから3項の1号から3号、身体障害者関係のところでございますが、これについては免除というふうに定めております。

次のページでございます。次以降につきましても、手続的なことでございますので、省略をさせていただきます。

26条は遵守事項ということで、1号から5号まで細かく定めております。

27条につきましては入館の制限等ということで、入館を拒否し、または退館させることができる場合を定めております。

次、28条、29条。29条は禁煙の定めでございます。特に認めた場所以外での喫煙を禁止しております。

附則の方でございますが、附則の1項は18年4月1日からの施行を定めております。2項につきましては、先ほど申し上げました条例と同じつくりで、指定管理者の指定に関して必要な行為は、この規則の施行前においても、準備行為ができるという定めでございます。

以上、雑駁でございますが、御説明申し上げました。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

では、「議案第45号 新宿区立総合体育館条例施行規則を廃止する規則」について、御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

熊谷委員 廃止については、特にございません。

櫻井委員長 ございません。皆様もよろしいですか。

内藤委員 スポーツセンターに代わるということでしょう。

櫻井委員長 そうということです。

内藤委員 はい、結構です。

櫻井委員長 それでは、「議案第45号 新宿区立総合体育館条例施行規則を廃止する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第46号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いします。いかがでしょう。

内藤委員。

内藤委員 このスポーツセンターの利用する側の要件ですね。スポーツセンターを利用する条件は、この区立総合体育館当時と変更があるんでしょうか。ちょっと前の規則を見ておりませんので恐縮ですが、スポーツセンターに変わることによって、区民その他が利用する場合の条件に、何か変更が生じているんでしょうか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長、お願いします。

生涯学習振興課長 従前からこのスポーツセンターにつきましては、区民、在住、在勤に加えて、区民以外の人たちも利用することが可能でございました。そうした意味では変更はないと言えるわけでございますけれども、申し込みの優先順位等について、今回はきちっと表にしてお示しをしております。7ページの別表第15条関係を御覧いただけますでしょうか。登録団体というのが在住、在勤者によって構成する団体でございますけれども、4カ月前の月の21日から利用月の3カ月前の月の6日までですね。この期間に抽選の申請をすることができますが、それが過ぎた後、空き施設について、その登録団体については予約をすることができます。それに続いて、利用月の2カ月前の月の1日から6日までの期間は、登録団体及びその他のものということで、在住、在勤に限らず抽選の申請をすることができます。さらに一定の期間が過ぎましたらば、利用日の14日前までですけれども、登録団体及びその他のものが、空き施設の予約の申請をすることができるというふうに、こういうふうにかちと定めてございます。

それから条例にかかわることですけれども、新たに駐車場の利用料金をいただくことが、大きな変更といえると思います。

また、従前プリペイドカードを規則の中で規定しておりました。また、利用券、回数券といったような概念もございましたけれども、今回は規則でそれを定めることはせず、多様なそうしたサービスの組み込みというものを、指定管理者の提案にゆだねているといったところでございます。

すみません。条例に戻って申し上げますと、今回は利用時間を、規則から条例の方に上げて書き込むというようなことをいたしておりますが、そこで利用時間を9時から夜9時となっていたものを、9時から夜の10時までと1時間延長をしております。

また料金の設定につきましても、前日利用を入れて4つの区分ということで、1日を3つの区分に分けまして、さらにそれ前日を加えて4つの区分ということで規定していたものを、今回は1日の上限額ということ条例で定めて、料金体系のつくりについては指定管理者の提案にゆだねてございます。

今申し上げましたのは、施設場の貸切利用に関してでございますけれども、個人の利用につきましても、従来、在住、在勤と限定をされていたものが、今回はそうした限定を取り外してございます。

櫻井委員長 いかがでしょうか。

そうしますと、利用者にとっては概して、駐車場の有料は別としましても、利用しやすくなったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

生涯学習振興課長 はい、そのような仕組みにすることができるというふうに考えます。

櫻井委員長 はい。よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。いかがですか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

内藤委員も、ほかにはよろしいですか。

内藤委員 ありません。

櫻井委員長 では、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第46号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成17年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告2 新宿区心身障害学級（情緒・通級学級）に関する検討委員会報告（ ）について

報告3 幼保連携・一元化の進捗状況について

報告4 第六次・学校適正配置計画の進捗状況について

報告5 その他

櫻井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

次長、お願いします。

次長 それでは、お手元に平成17年第2回区議会定例会における代表質問等の答弁要旨があるかと思えます。ちょっと、これ細かくやっていると大分時間がかかってしまうんですけども、大分大事なことをいろいろと聞かれてございますので、それなりの御説明はさせていただきますたいというふうに思います。

まず1ページでございますけれども、自由民主党新宿区議会議員団の代表質問で、地方分権時代における教育委員会のあり方等ということで、多岐にわたって質問を受けております。

(1)のところ、保護者や地域住民の一定の権限と責任についての考えということでございます。それにつきましては、下の方に答弁が、括弧が対応するように書いてございますので、この部分は一つ一つお話させていただきたいと思えますけれども、(1)の教育長の答弁でございます。保護者・地域住民に対し学校運営や教育行政への参画を積極的に求めていくことが必要であると。教育委員会としては、これまでも学校評議員制度や外部評価を導入し、学校の教育活動の計画・実施に反映するなど、学校運営への区民参加を促している。また、昨年度より、各学校にスクールコーディネーターを配置し、地域と学校が結びつき、地域の教育力の積極的な導入に努めていると。そういうことを申し上げた上で、前にもちょっと御説明したことがあろうかと思えますけれども、学校運営協議会制度も視野に入れというようなことも、答弁の中で触れさせていただいております。これがいわゆるコミュニティースクールとか地域運営学校とか言われている、文科省が新たに提案してきている考え方です。地教行法の一部改正によって取り入れられた「できる規定」でございますけれども、こういう学校運営の形態もあるというようなことで、新たに示された項目について、ちょっと触れさせていただいております。

それと(2)の部分でございますが、さまざまな教育課題を抱えている地域に対する教育委員会の姿勢ということでございまして、これは新宿区は外国籍の児童・生徒などが多い、いろんな課題を地域で抱えているという、そういう御質疑の中での御質問でございます。

答えの方でございますけれども、下の方にありますが、日本語が理解できない子どもに対しては、日本語適応指導として個別指導の機会を確保するなど、地域で抱えているさまざま

な課題に対して、地域の特性や学校の実情に応じた方策で対応してきたと。そういうふうに今までもやってきましたけれども、これからも積極的に取り組んでいくというような御答弁を申し上げております。

それと(3)でございますけれども、教育委員が地域住民と接する機会が少ないという、そういう質問の御指摘に対するお答えです。

次のページの方がよろしいかと思うんですが、2ページ目の方に、教育委員自身のことについて聞かれておりますので、教育委員自身がさまざまな教育活動をしている学校や教育現場を積極的に視察し、直接教師の声や地域の方の御意見に触れることが重要であると考えています。これは今までもお願いしてきてございますけれども、そういうことをお答えしています。その下、教育委員会としては、教育委員の小・中学校訪問を行っていくなど、引き続き学校現場との交流を積極的に行っていく。また教育委員の幅広い見識や豊かな経験が生かされるように、学校や地域の方々と教育委員が意見や情報を交換する機会などについても、検討していきたいと考えています。これまでも、そういった機会のあり方等について、いろいろ御協議、御意見とかをお伺いさせていただいてきてございますけれども、いろいろと教育に対する注文が多い時期でして、教育委員会というか教育委員に対しても、さまざまな御質問をいただいておりますので、こういう御答弁をさせていただいております。

それと(4)でございますが、少人数学習指導等の充実に伴う教員の不足ということでございまして、確かにこのところ、特に小学校なんですけれども、教職員の世代交代が大分進んでおります。中学校についても、大量にやはり世代交代の時期を迎えてございまして、そんなことで教員が不足するのではないかとということもあるんですが、それは退職に見合う数を採用させてきているわけでございますので、そういった面では不足することはないと。しかし、少人数学習指導や学級編制のいかによっては、教員の不足が予想されるということでございます。教育委員会は、これまでも東京都教育委員会からの加配教員に加え、独自に区費講師の派遣を行ってきた。また、第4次実施計画において、さらに講師の増員を図った。今後は、東京都からの配当教員の確保に一層努力するとともに、区費講師を含め多様な人材を活用した指導の充実、またスクールスタッフ新宿による外部講師の採用等、そういったことについて具体的に研究していきますというふうに答えております。

それと(5)でございますけれども、これが教員の人材育成に関する区独自の取り組みについて聞かれております。これはちょうど、「教え上手な先生のあり方検討会」の立ち上げを考えているわけございまして、それに向けた答弁をしております。

本年度より新たに、教員の授業力向上を図ることを目的とした区独自の委員会を立ち上げる予定になっていると。検討内容として、そこに記載のとおりでございます。その際、保護者や地域住民の代表、有識者や学校関係者の方に委員となっただき、率直な意見を伺いながら、また、時には子どもからも意見を聞きながら、保護者や地域住民のニーズに応えていくというふうに答えております。

(6)の部分が、校長、副校長の学校運営の組織的なマネジメント能力等の職能を伸ばすための指導や人材育成についてということございまして、これも(6)のところに答えがございすけれども、今までも特色ある学校づくりとか、その3カ年計画であるとか、校長の経営方針に基づいた人事計画の推進だとか、そういった形での、校長、副校長の学校運営を支援してきているわけです。今後もちろん、そういうふうに進めていくわけですが、校長への指導及び人材育成とともに、副校長や主幹に対しても、使命感を持ち、目標と手段を明確にし、課題解決に対してリーダーシップを発揮した総合的なマネジメント能力を高めるような研修を実施していくと、そのようなお答えをしております。

それと次の質問なんですが、一般質問ですけれども、教科書について聞かれております。吉住議員の2ページの下の方に質問がありますが、1つは他国との関係について教育の中で取り上げていくべきではということと、これまで採択した歴史教科書と、中国や韓国の国定教科書との比較をしたことがあるのかと。さらに3ページに移りますけれども、採択教科書のことを言っておりますけれども、これの閲覧のこと、それと教科書採択の流れということを質問されております。

3ページのところに、答弁が(1)から(4)までございますけれども、まとめて申し上げますと、新宿区は外国籍の方が多い地域でございますので、多くの外国人が生活し、多文化の中で子どもが育つ環境にある新宿区においては、他国との関係について教育の中で取り上げていくことは、教育委員会としても重要であると考えます。

それと(2)のところでございますけれども、教科書採択について、他国の教科書との比較ということを聞かれておりますので、それは、これまでしていません。学習指導要領に基づいて検討していますと。しかし他の国の教育がどう行われ、どのような教科書を用いているかを知ること大切であると認識していると、そういうふうに答えております。

(3)の部分ですけれども、教科書、これは採択教科書のことですけれども、区立教育センターと中央図書館で常時展示していて閲覧できるわけなんです、少し閲覧できる場所が少ないのではないかというようなことについて聞かれているわけです。今後関心のある区民

の皆様が教科書の閲覧をしたいと思われたときに対応できるよう、区の広報、ホームページ等で展示コーナーの周知の仕方や、展示場所の増設も含め検討していくというふうに答えております。

それと採択の流れにつきましては、これはもうよく御案内のことでございますので、省略させていただきます。

3ページの下の方に新宿区議会無所属クラブから代表質問で、ゆとり教育の見直しについて聞かれております。OECDの調査結果について、感想と要因というようなこと。それと子どもは将来のためにがんばるべきであって、「子どものゆとり教育」というのは、子どもの将来を誤るのではないかというような、そういう趣旨の質問があります。これに対するお答えですけれども、OECDの調査結果からは、特に国語の「読解力」について、独自の意見を述べる力や批判的な読みの力の不足が指摘されたと。ちょっと飛ばさせて4ページにいかせていただきまして、このような結果に至った要因として、学校での授業内容や授業日数が減ったことだけではなく、寝不足で朝食を食べずに登校する児童・生徒が多いなど、家庭での過ごし方も考えられると。「確かな学力」をつけるための授業改善に努めるとともに、学校と家庭が連携して、子どもたちを取り巻く教育環境を総合的に整えることが必要であるというふうに答えております。

それと、ゆとり教育のくだりなんですけれども、それは(2)の方に入りますが、「私は」と言っているのは教育長のことなんですけれども、私は望ましい「ゆとり」とは、子どもたちが時間をかけてじっくり考えたり体験したりして、知的好奇心が揺さぶられ、緊張と刺激のある時間と考えていると。このような真のゆとりの中で、いわゆる「確かな学力」として、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力を育てることが大切であると。それと総合的な学習の時間について触れておりまして、本区の総合的な学習の時間の取り組みでは、子どもたちが、豊かな体験活動の中で主体的に学習している姿が報告されている。そういうふうに答えております。

2の二つ目の問題についてなんですけれども、自立した社会人を育てる教育ということで、これに対する答弁ですが、既に新宿区では、児童・生徒の望ましい勤労観、職業観を育てる、いわゆる「キャリア教育」を行っていますと。具体的な活動例として職場体験等のことを言っています。それと、あと文科省の実践協力校として、四谷第四小学校、牛込第三中学校が、キャリア教育のモデル指定を受けてございますので、そこでの研究も進めていますということをお答えしています。

次に3、子どもの門限について。下の方でございますけれども、家庭における門限の必要性について。これにつきましては4ページの下に書いてありますけれども、一番下の行なんです。PTAとの共催による家庭教育学級や講座を企画する中で、子どもが育つ環境を考えるテーマの1つとして課題を投げかけていく。また、PTA研修等の機会にも、子どもの夜間外出等についての問題を提起し、保護者の気づきを支援していくというふうに答えています。

次に5ページの民主党新宿区議会議員団。代表質問で、第四次実施計画と奨学金制度の改善について聞かれております。これは、16年度の奨学金の選考で、大分外れてしまう人が多かったものですから、それはどういうことなのかと、不採用の理由というようなことを聞かれています。これにつきましては、16年度の選考については、申請が採用枠を大きく超えてしまったわけです。選考審査会においては、各々の経済状況及び成績について精査し、いずれかに偏ることなく、双方を総合的に勘案して決定したと。要するに予算の枠とかございますので、順位をつけざるを得なかったというようなことでございます。成績要件についても聞かれていますけれども、奨学金制度が、特別優秀な子どもための制度とは考えていない。したがって選考にあたっては、成績に偏重することなく、家族状況や経済状況に十分配慮し、公平な選考に努めているというふうに答えさせていただいております。

2の区内児童・生徒の「学力低下」についてということで、1つには総合的な学習の時間のこと、それと2つ目には優れた教師の養成と配置というようなこと。教員配置に対する「特区」制度などというものはできないのかというようなことを聞かれております。答えといたしまして、5ページが一番下になりますが、総合的な学習の時間のあり方については課題もあるが、優れた実践例を積み上げている学校では、児童・生徒の自らの課題を追求する力、情報を活用する力、調べたことをまとめたり発表する力などが確実に伸びている。そういうふうに答えさせていただいております。

それと、教育のことについて聞かれておりますので、我が国の発展を支えてきたのは教育の力であることは論を待たないところだと考える。あと、教員の資質とかそういったことでございますけれども、質問者の質問に答えるような形で、(2)まさに教育の質の向上の要は教師の資質向上であり教師の熱意であるという考えには賛同いたします。そのための研修体制だとか、それをちょっと触れさせていただいております。それと教員配置の特区ということも質問の中で言われているんですけども、特区については慎重に考えさせていただきたいというふうにお答えしています。

6ページの真ん中辺なんですけれども、前にも御報告した旧遠藤邸と下落合みどりトラスト基金の活動ということで、教育委員会には、ああいう旧遠藤家の森と環境を情操教育の場としてどういう評価をするかということを知りましたので、それにつきましては、旧遠藤家の森のような緑豊かな環境は、子どもたちの豊かな心を育むためにも貴重なものと考えたいというふうにお答えしました。

それと、6ページの下なんですけれども、一般質問で、区民の命と財産を守る施策について。その中で、災害時の学校における保護者への連絡のこと、それと伝言ダイヤルということを知っておりますので、これについてお答えしました。災害時には、学校は緊急連絡網というものを常時持っておりますので、それを活用して速やかに保護者との連絡を行うようにするんですけれども、電話がつながりにくい状況というのは十分考えられるわけです。その際、昨年8月に東京都教育委員会作成の「地震と安全」を全小・中学校に配布し、伝言ダイヤルの活用について周知したところであるというふうにお答えしました。

7ページ目でございます。これも教科書のことについてございまして、社会新宿区議会議員団から代表質問で、中学校教科書の採択に関する質問です。1つは(1)の都教委の通知、採択に当たっての通知なんですけれども、そういった通知を受けたことによって何か影響があるのかというような御質問です。それと(2)でございますけれども、教科書採択に関連して要望書が寄せられているのかというようなこと。それと(3)で、採択の場合の傍聴者の受け入れ態勢だとか、そういったことについて知っております。お答えですけれども、都教委からの通知は確かにあったわけなんですけれども、新宿区の採択方針と相違はなく、これまでの区の採択事務に影響や変化はないと。区教育委員会がその責任と権限で、適正、公正に採択することに変わりはありませんというふうにお答えしています。あと、要望書についても、この時点では2件の要望書が寄せられていたわけなんですけれども、今後提出される要望書を含め、教育委員に報告しますというふうにご答えています。(3)の教科書採択についての教育委員会は公開で行われているわけなんですけれども、傍聴者が予想以上に多い場合には、会議室の対応とか考えていかなければならない場合もありますというふうにお答えしました。

それで、7ページ目の下に日本共産党新宿区議会議員団。これも中学校教科書の採択についてございまして、同じ採択の関係でございますので、ちょっと省略させていただきまして、8ページ目でございます。これも採択に当たっての、いろいろなことを知っておりますが、教育委員会は審議委員会からの専門的な立場からの答申を参考にし、新宿区の児

童・生徒にとって、よりよい教科書を教育委員会として自らの判断で採択していくというふうにお答えしました。

あと、30人学級についても聞かれております。これへの答弁ですけれども、学級定数の考え方について、国が中央教育審議会等で、40人学級の見直しの検討を始めたということは認識していますと。しかし、30人学級の実施は、教員の確保、財政負担の問題等多くの課題があり、現段階では学校施設の改築等の計画策定、そこまでは考えていませんと。学校施設の現状では、30人学級への対応はすぐには厳しいというような状況ありますけれども、国や都の動向をさらに見据えながら検討を継続していくと。これは、今までもよく聞かれているテーマなんですけれども、答弁としては、今までの延長線上でお答えしております。

次に8ページの下の部分で、新宿区議会公明党代表質問でございます。子どもの安全対策ということで、学校現場における緊急事態対応訓練のスケジュール、あとスクールガードの各学校配備などについて聞かれております。これは、もう既に何回か御説明させていただいておりますけれども、答弁の中でも、下の方に書いてありますが、先の「学校安全管理強化月間」には、教職員を対象に警察官の指導により、特殊警棒等を利用した防犯実践訓練を実施したと。今後は施設面の改善にあわせて各学校の安全管理マニュアルをより実効性の高いものにするとともに、実践的な防犯訓練を繰り返し実施していくことで、安全管理の強化を図っていくというふうにお答えしました。それと、各学校の危機管理体制や施設設備の総点検の結果を踏まえて、教育委員会としては、不審者の侵入防止と被害の拡大防止を最優先課題としてとらえ、施設の改善を図ることとしたと。これは、6月議会で補正予算を通させていただきまして、学校関係にモニター付きのオートロック、それと非常通報装置の予算を計上させていただいて、お認めいただきましたので、こういう学校の施設整備がこれから行われるということでございます。それと9ページ目でございますけれども、スクールガードをはじめとする地域ボランティアの活用ということについても聞かれておりますので、それにつきましても検討していきますというふうにお答えしました。

9ページの2番目でございますけれども、中学校への実践邦楽教育の導入というようなことで、これは邦楽教育が音楽の中で取り入れられるようになりました。その関係で聞かれているわけでございます。新宿区では、区立小学校においても、日本の伝統文化を学ぶため、和太鼓、箏、これ琴のことなんですけれども、などを取り入れた活動を、音楽科の授業や総合的な学習の時間の中で取り組んでいる。そのような経験を積んで、区立中学校に進学した生徒のすべてが、年間を通して週1時間と限られた音楽の授業時数の中でも、箏と三味線の

演奏を約1カ月から2カ月にわたって体験していると。これで学習指導要領の要件は十分満たしているわけです。それと9ページ目の下の方に書いてありますけれども、今までも音楽の教諭を中心に熱心にいろいろ邦楽等についても、和楽器の研修等に励んできているわけですが、新宿区というのは、そういうお家元とか、そういう方たちがたくさんいらっしゃる地域でございますので、邦楽の専門家や芸団協などに所属する芸術家が多くいます。そのような地域の方々のお力をお借りできればたいへんありがたいと思いますというようなことをお答えいたしました。

最後に10ページ目でございます。新宿区議会花マルクラブ。図書館サービスの拡充施策ということで、1つは開館日、開館時間の拡大ということです。それと今後の区立図書館の運営方針、さらには図書館スタッフが学校に配置されていましてけれども、ちょっと制度が変わったわけです。それについて聞かれております。まず、時間の関係で言いますと、5月10日から四谷図書館を除く7地区館と中央図書館視聴覚室における平日の開館時間を、午後7時まで、夜間1時間延長したと。中央館と四谷については8時までやっているわけです。そういうことをお答えしました。それと、今後の区立図書館の運営方針ということですが、これも運協からいろんな御提言をいただいているんですが、順次提言に沿いまして、開館日、開館時間の拡大などについて努めてまいります。それと運営形態のことについてもちょっと言っております。図書館としての運営方法には直営や委託、NPO等への委託なども考えられるわけです。事業別行政コスト計算書、そうしたものを今後作成していくことも考えてございますので、そういった図書館サービス指標を活用して、いろんな運営方法のメリット、デメリットを検討していきたいというふうに言っております。それと図書館スタッフというのは、これは学校に配置されていた図書館スタッフのことなんですが、一定の成果を挙げまして、その担っていた役割を司書教諭とか、保護者や地域の方によるボランティアなどに移行されたわけです。さらにその上、「スクールスタッフ新宿」という制度を立ち上げましたので、その中で図書館司書の資格を持っている方たちも登録されてございますので、そういったものの予算計上もなされています。そういった形でも、図書館スタッフの制度、機能は継承されているというふうにお答えしております。

ちょっと長めになりましたけれども、以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。学校運営課長、お願いします。

学校運営課長 それでは、新宿区心身障害学級（情緒・通級学級）に関する検討委員会報告（ ）について御報告をします。お手元に報告書がございます。表紙に（ ）とございます

のは、この検討委員会は15年度、16年度と2年度にわたって検討し、15年度の内容につきましては、既に16年3月に報告書を上げております。その報告書にしたがって小学校における通級学級の増設に取り組み、17年4月に天神小学校に、区内で2番目の通級学級を設置したところです。16年度の検討内容は、主に中学に情緒・通級学級を新設することについて、集中して審議をしてございます。

それでは、資料を開いていただきまして、最初に目次がございますが、その右手が1ページ。1ページは、「はじめに」として、現在の通常の学級に在籍する特別な配慮の必要な子どもたちに対する教育支援のあり方のニーズ、その他の経緯について書いてございます。このページの一番最後の方ですが、初年度の報告を受けて、小学校での増設置が17年4月に実現したことを載せてございます。

次のページを送っていただいて、2ページも最初の情緒・通級学級の始まりについては、これまでの沿革でございます。初年度報告の小学校増設置につきましていきさつを書いてございまして、見開いた3ページの方に、設置した天神小学校の通級学級についての概要を紹介しております。本日はここでは割愛させていただきます。

ページを送っていただいて4ページの下段の方に、東京都の状況を載せておりますので、ここをちょっと詳しく御報告申し上げます。平成16年度に東京都内の小・中学校の情緒・通級学級の設置状況でございますが、23区の方では、小学校では設置しない区はなくなっております。大田区はじめ9区は複数の小学校に設置。17年度は新宿もこれの仲間入りしております。現在区部では38小学校に89学級、市部を含めて72小学校に182学級。1,458人という数の児童が在籍しております。16年5月1日現在です。

中学校における状況ですが、千代田、港、新宿、台東、目黒、渋谷、豊島、中央の8区が通級学級を設置しておらない区で、15区はもう既に通級学級を置いてございます。複数校に設置している区市もございます。区と市と合わせて43中学校に61学級設置されており、現在383人の生徒が在籍しております。小学校と比較しますと、学級数も違いますが、人数は相当少ない状況です。

右の5ページの方なんですが、東京都の障害種別の心身障害学級の学級数でございますが、16年度は小学校が合計71学級の増加があり、情緒・通級学級の方は150学級から182学級と1年度で32学級増加しております。中学校の方も15年度から16年度にかけて、全体で30学級の増加があり、そのうち、情緒・通級学級も10学級の増加がありました。大変な勢いでふえている状況だと考えております。

その次は東京都の状況で、中学の情緒・通級学級の推移と現状について書いてございます。最初の項目ですが、情緒障害学級の在籍生徒数なんですが、平成11年度には285名だったところが、16年度は408名に増加しております。設置校も33校から49校に、5年間で16校増加。

その次の項目ですが、平成11年度は固定学級が5校、通級学級28校という状況が、16年度の方は固定学級が6校、通級学級が43校となっており、通級学級の形態をとっている学級が増加しております。

次の項目ですが、対象生徒の状況別には、さまざまなスタイルで対応しておりますけれども、23区の中学校の通級学級20校の内訳は、不登校対策が8校、発達障害が7校、両方が15校。市部では23校中不登校が7校で、発達障害11校となっております。

次のページでございまして、最初に通級発達障害の学級の生徒の状況を見ますと、主たる障害は自閉症で知的遅れのない生徒が一番多く、次にADHDといいまして、注意欠陥多動性障害の子どもが多く、その次が知的遅れのある自閉症の生徒ということになっております。通級の日数は、不登校の場合は毎日、発達障害の場合は週に1日、授業時間が5、6時間という状況です。

次は新宿区の中学校の現状ですが、小学校の情緒・通級学級の卒業生、平成4年度から16年度までの13年間に36名の卒業生を中学校に送り出しておりますけれども、そのうち15年度は5名、16年度は7名の卒業生でした。13年間の卒業生の進路なんですが、通常の学級に行った子が20名、心障の固定学級に行った子が13名、それから中野区の養護学校に通った子が3名という状況です。

次の項目ですが、新宿区の通常の学級ですが、在籍児童・生徒の実態調査をしてみましたところ、「知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒」の割合は5.9%。中学校で3%となっております。通級学級の卒業生のほかにも、相当数の特別な配慮を要する生徒が在籍していると言えます。小学校を卒業する発達障害の子どもたちが中学に進学する場合、現在、区立の中学に受け皿がないということで、他区への転出や進学、私立学校を選択する場合がございます。中学では小学校と異なって非行の問題等が表面に出やすいというようなこともあり、そのため現状では発達障害の子どもたちの対応については、東京都から派遣されているスクールカウンセラーとの連携や、校内委員会の立ち上げ等、各学校で対応しておりますが、十分とは考えておりません。

最後の項目ですが、情緒・通級学級が設置されていないので、中学校には小学校のように通級学級の担任からの情報がない。軽度の発達障害なので、担任でも見分けにくいというよ

うなこともあり、中学校現場では発達障害の理解、指導の手立てがわからないままのケースもあると言えます。

6ですが、17年1月に全中学校にアンケート調査をしました。実施対象は、学校長、養護教諭、学年主任、心障学級担任、スクールカウンセラーです。アンケートの結果を集約してございますので紹介します。

質問1は職制を問うたもので、省略します。

質問2ですが、通常の学級だけでは十分な対応ができない情緒・通級指導学級の対象になる生徒はいると思いますかという質問には、いると思うという回答が84%でした。各学校のスクールカウンセラーは、全員がいると思うと回答をされました。中学校に対象生徒はいるという中学校現場の認識は、非常に高いと言えます。

質問3ですが、不登校あるいは不登校傾向の生徒の中に、次のページですが、通常学級だけでは十分な対応ができない生徒がいると思うかという質問には、いると思うが59%です。このあたりも、かなり高い認識であります。

質問4ですが、今までどのように対応してきましたかという質問ですが、学校全体で対応してきたというのが54%。学級担任だけではなかなか難しいということが、明らかになっております。

質問5ですが、新宿区立の中学校にも、情緒・通級学級が必要だと思いませんかという問いには、89%が必要だと思うという回答でございます。

質問6は、必要だと思ふ理由について尋ねましたが、最初の項目は個別の教育的ニーズに合った支援という観点から。次ですが、小学校で通級指導を受けていた児童への継続した支援として、受け皿として必要であると。3番目は、軽度の発達障害の子どもの学校適応には通級は有効だという、指導の有効性についての回答。9ページでございますが、専門的な支援が必要だと思うんだが、通常学級だけでは対応に限界があるという、現体制での限界についての回答。次は一斉の授業の学習形態では対応しきれないし、不十分だと。成長や発達に応じた専門的な個別支援を受ける時間と場の確保が必要だという、学習環境の確保という観点からの回答。最後に専門的な知識と的確な指導ができる教員の配置も、通級学級により期待ができると。そういう教員の配置に関する回答がございました。

質問7ですが、情緒・通級学級に何を期待しますかという質問に対しては、6の回答とよく似ているんですけども、専門的な教師からの個別指導ができるという回答が29%。4番目の保護者への専門家からの助言が26%。2番目に挙げております、社会的に必要なさまざま

まなソーシャルスキルの小集団指導ができることが24%でございました。

質問8は、新設する場合の課題は何でしょうということですが、教員の配置が一番多く47%でございました。

次の10ページでございますが、こちらは小学校に情緒・通級学級が設置されているかどうかを知っているかという問いがあり、その後、質問10では中学校の通級学級について、保護者から質問や相談を受けたことがありますかという質問ですが、ほとんど受けたことがないという回答が84%です。これは実際にはないからではないかなと考えております。

11ページに中学校の課題を列挙してございますが、最初の項目は、受け皿がないために、やはり小学校からの継続した適切な指導が受けられないこと。2番目の項目ですが、保護者も教育関係者も障害についての理解が不十分で、教育的配慮や指導等について早期の対応ができていないと。3番目ですが、中学校では教科担任制でございますので、各担任が生徒の全体状況を把握するのが難しい。4番目は、保護者が治療機関等で通級学級がありますよと勧められる場合が多いんですが、対応できる学級がなくて保護者も悩んでいる。5番目は、在籍生徒に必要な生徒はいるんですが、高校受験や非行問題などその他の中学校の課題も多く、十分な対応ができないと。主にこのような課題を列挙しました。

12ページ、13ページに調査・検討2年目を終えてという総括の章を設けました。12ページの中段の段落の最後の方なんですけど、小学校の委員からは軽度発達障害の生徒に、二次障害を引き起こさせないための通級支援の必要性や、情緒発達障害の生徒への指導プログラムが、学校以外の教育施設で導入され、実績を上げているといった学会での報告事例も紹介されております。このような議論の紹介も添えて13ページ、上から6行目ですが、17年4月には発達障害者支援法が施行されまして、発達障害が自閉症その他の脳機能の障害と定めており、教育に関する項では、「国および地方公共団体は発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援態勢の整備その他必要な措置を講じるものとする」と定めてございますので、最後の段落では、現在のこのような情緒障害に対する教育的支援が、新宿区の中学校においても、必要かつ緊急な課題といえるところでございまして、一番最後は、早急に具体化を検討していく必要があると結んでございます。

これ以降は、さまざまな統計資料を載せてございますので、参考に御覧いただければと思っております。それから、本日は配布資料といたしまして、平成17年度版の「新宿区の心身障害教育」、さまざまな固定と通級学級、養護学校の御案内冊子をお手元に置いております。本日はこの報告書についての内容の御紹介ですが、いずれ中学校における通級学級の設置に

つきましては、別の機会に改めてお諮りする考えでございます。

以上、雑駁ですが、新宿区心身障害学級に関する検討委員会の報告書（ ）についての御報告といたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。続いて。

学校運営課長 引き続き、幼保連携一元化の進捗状況について御報告をいたします。

最初のペーパーですが、本日の報告内容ですが、第1に愛日幼稚園と中町保育園の幼保連携について。第2に四谷幼保一元化施設の実施設計について、こちらは教育環境整備課長から御報告します。3番目は配付資料の紹介です。4番目の愛日と中町の幼保連携実施のスケジュールについては、ここでちょっと簡単に御報告します。

17年6月20日、先日の本会議で新宿区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部改正の条例案が可決され、愛日幼稚園で実施する預かり保育の保育料および給食費についての規定が成立しました。あわせてそれに必要な補正予算も成立しております。本日が7月1日の教育委員会報告で、この後、9日の土曜日に愛日・中町合同保護者懇談会を開催して、実際の連携の内容、預かり保育等の利用の方法について、詳しいお話を申し上げます。13日は議会の文教委員会に御報告し、8月20日ごろには愛日幼稚園舎に、現在施工しております改修工事、これが完了する予定です。8月25日号には愛日と中町の幼保連携について広報掲載を行い、27、28日には園舎に引っ越し。9月1日から連携が開始します。預かり保育もこの日から開始します。9月10日には、愛日・中町連携のオープニングセレモニーをやりたいと考えておりますので、改めて委員の皆様には御案内を申し上げます。両方の園児に歌や踊りを披露していただき、両方の園児が同じはっぴで、あの地区は神楽坂で阿波踊りをやりますので、阿波踊りを踊ったりすると、そんなスケジュールで考えております。

それでは1枚めくっていただきまして、表に虹を書いていますこちらはパンフレットになっております。このパンフレットは、9月10日のオープニングセレモニーに正式に間に合わせて、来年度の園児募集にも使っていく考えでおります。表には連携を象徴する虹を載せまして、新宿区の幼保連携一元化の理念を改めてここに掲げております。

1枚送っていただきますと、初めに区長からの御挨拶で、幼保連携の経緯と目的とこの地域の状況について書いてございます。その次の枠は、連携に当たっての決意の表明というようなものでございます。その次の3つの枠なんです、目指すところと幼稚園と保育園の連携したシンボルのようなベン図が書いてあります。最後に指導目標を書いておりますが、これは愛日と中町の両園が、時間をかけて相談しながら指導目標を定めたものでございます。

右のページなのですが、愛日と中町の連携による生活の流れとカリキュラムの編成について御紹介しております。特色としては、「年齢にふさわしい豊かな幼児教育」、「小学校への接続を意識した積極的な連携」、それから、「ひとりひとりの子どもの発達や生活に配慮したプログラム」というようなことを柱に掲げて、その下の方に1日の生活の流れや、異年齢交流や散歩、遠足、遊び、ランチルームの活用、給食というようなことも載せております。1日の流れのうち、網掛けで濃い目になっている部分ですが、これが今までの幼稚園のコアタイムであります9時から午後の帰りまでの時間です。午前中、4、5歳児については、幼稚園も保育園もなるべく共通カリキュラムによる活動をします。昼食はランチルームで一緒にとります。幼稚園の子どもが弁当で保育園児が給食であっても、一緒です。

それから、次のページを送っていただきますと、愛日と中町の共通カリキュラムを言葉にして書いたものを、表にしております。これは4月から8月、1学期、2学期、3学期という1年を通して、4歳児と5歳児の別にキーワードとカリキュラムのポイント、それから活動例の紹介と、こういう編集になってございます。

一番下の枠なのですが、前のページの図面の説明と続いているために、矢印が入っておりますが、預かり保育のグループを「なかよしクラブ」という名前をつけまして、こういう時間帯で預かり保育をやるということをパンフレットにうたっております。

その右の方ですが、施設の概要で、上が中町保育園で南側です。下が愛日幼稚園舎で北側です。幼稚園舎の方を御覧いただきたいんですが、教室が4つあって保育園の5歳児、幼稚園の5歳児、同じように4歳児、4歳児というように、入り組んだ形でクラス分けをしております。こちらは来年の4月からの図面となっております。中央に渡り廊下を設けております。

それからこの裏面が、パンフレットの最終ページなのですが、地域案内図、いろいろデフォルメはしておりますけれども、愛日、中町を中心付近に置いて、子どもたちの活動範囲、矢来公園、白銀公園というちょっと遠い公園、加賀公園から外濠公園、この辺も遠足に行きますので、そのあたりまで紹介しております。

それから右手の方はパンフレットではなく、今年度の中町保育園と愛日幼稚園の園舎の様子です。今年度のと申しますのは、右手の方に愛日の幼稚園舎があるんですが、ちょうど幼稚園児の教室で、保育園の4歳児室と5歳児室をサンドイッチするようなレイアウトで、今年はやっていきたいと思っております。一番右というか北側の教室は、幼稚園の方で未就園児対策をやっている教室なので、これはこのまま、3月までこの教室を使いたいと考えてお

ります。この図面は、現在施工しております工事の内容をお示しするものですが、小さな字で恐縮ですけれども、右下の方に工事の概要が書いてあります。幼稚園舎については、主に園児室の内装の塗り替えや壁のクロス貼り、天井塗装、そういう工事でございます。こちらを保育室と遊戯室と職員室とトイレと玄関・廊下にわたって施す工事です。それから、渡り廊下の設置は、ちょうど園舎同士をつなぐ中央にかぎ形で書いてありますが、スロープもございませうけれども、こういう形で現在施工しております。それから幼稚園舎の方には、空調設備の工事を、この夏のうちに施します。最後に保育園舎なんです、便所部分のあの廊下を突き抜けて渡り廊下とする考えです。これらの工事が終わった後、保育園舎の厨房の改修工事に入り、来年の1月からは給食が幼稚園児にも提供できるようにします。

最後に添えておりますのは、17年度の「愛日幼稚園の預かり保育と給食利用の手引き」で、利用案内とその様式を載せたものになっております。簡単に御説明しますと、少し開いていただいで、ページを打っておりますところで、1ページが愛日幼稚園と中町保育園の連携について紹介し、預かり保育については、この9月から保育園の調理室改修の終了までの経過措置の間の金額と、来年1月からの本則に沿った金額を御紹介し、給食についても来年1月から使えるので、申し込み制であることを書いております。給食の次にアレルギー対応についても書いており、給食とおやつについて、食材に対してアレルギーのある子どもについては、あらかじめ状況を知らせていただければ、その食材を除去する等の対応ができるということを紹介しております。右のページ、2ページですが、預かり保育と給食の申し込み方法。年度に1回登録申請をして、利用申請は利用月の前月の10日に、毎月出していただくという考えです。例えば9月の利用は、8月10日までです。追加・変更・取消しにつきましては、給食とおやつのある預かり保育については、食材の発注の関係で前の週の月曜まで。その他については、おやつがない預かり保育の追加は前日まで。そのほか、預かり保育の時間の変更や取消しは、利用日の3日前までをお願いしたいということを書いております。それ以降は、預かり保育と給食の申し込みの流れと申請の書式を載せたものを添えておりますので、参考に後ほど御覧いただければと思っております。

以上、大変雑駁ですが、幼保連携一元化の進捗状況についての御報告といたします。
櫻井委員長 ありがとうございます。

では、教育環境整備課長、お願いします。

教育環境整備課長 私の方から、報告4、第六次・学校適正配置計画の進捗状況について御報告申し上げます。

第六次の学校適正配置計画は、四谷地区3小学校の適正配置計画でございます。その(1)から(3)でございますが、(1)新宿区立四谷小学校の経過及び今後の日程、(2)協議会委員の交代、(3)新宿区立四谷小学校等の実施設計についてということで、この「等」は、先ほど学校運営課長が申し上げましたように、幼保一元化施設のこともあわせて実施設計ができ上がりましたので、御報告するものでございます。

1ページ開いていただきます。資料の1でございますが、四谷小学校の経過及び今後の日程ということで、1の経過は既に御案内の事項でございます。主な事項をそこに記載してございます。説明は省略いたしまして、直近の、一番下の行でございますが、17年5月30日に第13回の四谷地区三小学校統合協議会を開催いたしました。これに関しまして、後で統合協議会だよりを添付しておりますので、そこで内容を御報告したいと思います。

2の今後の日程でございますが、17年度、今年度につきましては、校章・校歌の作成方法及び統合記念品の決定をいたしまして、これを第14回の四谷地区三小学校統合協議会、これを8月下旬に開催する予定でございますが、そこで御了承いただきましたら18年度の予算編成等に反映させていきたいと思っております。それから建築工事の説明会、これは営繕課が主体になるものですが、10月の中旬ぐらいに行う予定でございます。起工式が10月21日に行う予定になってございます。

18年度につきましては、校章・校歌を具体的に作成する。また新校への移転作業、四谷第三・第四小学校の閉校記念式典というふうに行いまして、いよいよ19年度には開校ということで、校旗の授与式、開校記念式典等を行う予定になってございます。

次に3の四谷小学校の新校舎の建築関係でございますが、基本設計、実施設計ということで、この6月に実施設計まで完了したということで、本日御報告するものでございます。そのほか、そこに書いてあるような過程を経まして、19年2月下旬には工事も完了して、3月にはもう移れるという状況にするものでございます。

次のページの資料2でございます。先ほど申し上げました5月30日の協議会の内容の協議会だよりでございますが、委員の交代、会長の交代等が了解されたということと、また営繕課に来ていただいて基本設計案からの若干の変更点を説明し、実施設計を完成させていくよということを確認しました。基本設計からの変更点、若干の変更点なんですが、そこにありますように、校庭の体育倉庫の位置を北側へ移したりとか、校庭のトイレを職員室から見える位置へ変更するなど、後で図面を見ながら以下説明したいと思います。

次に、校歌・校章に関しましては、学校を中心に策定委員会をつくって、例えば児童から

のアンケートをとるなどの方法で、進めていくということでございます。

タイムカプセルと書いてございますが、これは旧四谷第一小学校の同窓会が30年ほど前、100周年記念でしたか、そのときに埋めたもので、今回、新校舎をつくるために校舎を解体する際に掘り出したんですね。それで、この扱いが多少もめているんですが、まだ20年ほど埋めないと。50年埋めるという約束になっていたもので。それで、方向としては、新校の適当なところに埋めるような方向で調整したいということで、今調整しているところでございます。

次の主な発言内容でございますが、校庭のトイレは十分安全に配慮して使ってほしいと。これは、校庭のトイレ等に閉じ込められたりとかということがないようにという、保護者の御意見でございまして、これは学校運営の中で十分配慮していくということで、そういうことがないように運営の中で配慮していくということにしていきます。次の吹き抜けの部分はガラス張りとのことなので、災害時の窓枠落下やガラス飛散等に配慮してほしいということで、これは建設上、十分に配慮されているということでございます。次の小学生の保護者と来校者が自転車を道路に止めると危ないので、駐輪スペースを確保してもらいたいということで、屋根付きをつくることは無理ですが、どこかにそういうスペースは確保したいというふうに思っております。次の、植栽によっては枝等が子どもに危険物になることもあるので、種類等を選ぶときに配慮をお願いしたいということで、これは配慮していくということでございます。

次のページでございます。資料3でございます。協議会委員の交代でございますが、今回は四谷第四小学校の校長先生が関根校長から上野校長にかわりましたので、このこと。また、四谷地区町会連合会の会長が佐藤さんから大熊さんにかわりましたので、この委員の交代。また、四谷第三幼稚園のPTA関係者、これは幼稚園のPTAの会長さんでございますが、佐藤さんから阿部さんにかわりましたので、この委員の交代。なお、四谷地区町会連合会の会長さんには、統合協議会の会長さんをやっていたいただいていたんですね。佐藤さんにやっていたいただいていたんですが、この交代に伴って、協議会の会長も佐藤さんから大熊さんということで、そのことが協議会で承認されたところでございます。会長さんは大熊さんをお願いするということになりました。他のメンバーに関しては、そこの下の表にあるとおりなので、御覧いただければいいと思います。

次の図面でございます。「新宿区立四谷小学校並びに幼稚園及び保育園一元化施設の実施設設計」の最終版でございますが、まず左下の、これは1階部分でございますが、そのピンク

の部分が幼保一元化施設でございます。黄色の部分が学校管理エリアということで、職員室とか校長室等々があるわけでございます。幼保の部分と学校の部分が出会う部分は、中庭で出会えると。また、園庭と校庭がつながっておりますので、そこを使っても行き来ができるということになっております。園庭に関しましては、その左の方に芝生と書いてありますが、これは天然芝生。これ全面ではなくて、左半分ぐらいが天然の芝生になる予定でございます。学校のグラウンドに関しましては、人工芝で対応するというものでございます。

先ほど申し上げましたように、体育倉庫が当初の、これも教育委員会の方には以前お示したんですが、南東の、図面では右下の方ですね、南東の方に位置していたんですが、それを北門の近くのところに移動させたと。それで、その横に左側にトイレがあって非常にわかりにくいんですが、このトイレの位置を少し動かしまして、職員室から見えるような位置に移動させているということでございます。

2階の部分でございますが、2階の部分は緑色の部分が学校専用エリア、水色の部分が地域開放エリアということでございますが、当初と少し変わった点といたしましては、ちょっとわかりづらいんですが、緑色の部分に教師コーナーというのがございますが、そのコーナーを若干形を変えまして、教材室というふうに、すぐ隣にあるんですが教材室を設けたということでございます。これに関しましては、2階、3階、4階とも同じような形で、教師コーナーを若干変形させまして、教材室を設けたということでございます。

それと、2階でまた見ていただきますと、普通教室、CRというふうに書いてあります、クラスルームですが、の外にバルコニーが設置されておりますが、そのバルコニーとCR4、クラスルーム4の下というか、南というか、の部分に外階段があるんですが、バルコニーと外階段をつなげました。当初、これはつながっていなかったんですが、つなげまして、それで教室からバルコニーへ出て、それで外階段を伝わって校庭に行けるということで、そういう、ある意味の避難路を確保しました。当然、中側の階段から出ることいいんですけども、それとそういう外階段、バルコニーを伝わって出るという方向の避難路も確保したということでございます。それはもう、やはり4階、3階も同じような形になっております。

最後にR階、5階部分、右上の部分でございますが、プールがございまして、これにふたをして、プールの期間以外の夏以外の期間は、その部分でも運動等ができるようなつくりにしたということでございます。

以上のようなことでございまして、次のページには、立面図と断面図がございまして、これは見ていただければいいかと思っております。

私からの報告は以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明がこれですべて終わりました。

では、報告1について、御質疑のある方はどうぞお願いします。

報告1は、区議会定例会における代表質問及び答弁です。何か時間が大分たってしまって、わからなくなってしまったんですけれども。過去にさかのぼって。いかがでしょうか。

何かございますか。

これは前、教育委員と現場及び地域との交流が少ないというようなことがありましたけれども、私は、教育委員に就任した当時にそういう、もっとあってはいけないんですかみたいなことを聞いたことがあるんですけれども。そうすると何か、その当時ですよ、例えば学校関係の方が教育委員さんと会って、何か意見を言ったと。そうしたら、もうそれで教育委員が聞いてくれたということになってしまうのですというようなことも言われたことがあるんですけれども、そんなことはなくて、やはり交流の場が多い方がいいですよ。感想です、すみません。

1つだけ質問してもいいですか。司書教諭というのは司書の資格を持った先生ということですか。どなたに伺えばいいんでしょう。

教育指導課長 そのとおりでございます。

櫻井委員長 すみません。ありがとうございます。

ごめんなさい、ついでに、どれぐらいの割合でいらっしゃるものなんですかね。

教育指導課長 制度的には、12学級以上の学校に配置することになっております。ただし、資格を持っているということでございまして、そのために、その方が専念できるように、条件整備ができているということではございません。もう少しわかりやすく申し上げますと、制度的に法律が整備されて、公立小・中学校の12学級以上に、司書教諭の資格を持っている人間を配置すると。ですから例えば、小学校の全科の免許状を持っていて、なおかつ卒業後、夏季休業中を利用して、司書教諭の単位取得をして資格を持っていると。しかしその方は、例えば学級担任として学級担任の業務を行いますので、あくまで資格者が配置されているということでありまして、したがって、例えば高等学校ですと、司書教諭がそのまま配置されて、その方は図書館での専任の仕事をしていくわけですから、その部分はまだまだ課題として残っているところでございます。

櫻井委員長 わかりました。ありがとうございます。

では、報告1についてはよろしいでしょうか。

では、次に報告2についてはいかがでしょうか。新宿区心身障害学級に関する検討委員会報告についてです。

木島委員。

木島委員 これは、あれですか。中学校のいわゆる心障学級というんですか、それを、心身障害学級を中学校でもつくろうということですね。前向きに検討ということですね。

櫻井委員長 学校運営課長、いいですか。

学校運営課長 中学校の心身障害学級は、固定学級を設置している学校はございますが、通級学級がないものですから、通級学級という対応を今後前向きに考えていきたいと、そういう報告です。

櫻井委員長 ありがとうございます。

木島委員 これ、少なくともやはり他区への転出というのは、新宿区としてはちょっと考えものなので、ぜひこれは早急に新宿区でつくっていただきたいなと。

櫻井委員長 内藤委員、どうぞ。

内藤委員 私も全く同感で、小学校にあって中学校にないというのは、むしろ今まで放置していたことの方が問題ぐらいに思いますね。だから、これは早急に取り組むべき課題だと思います。ぜひ具体案を示してください。

櫻井委員長 それでも、このアンケートで、あなたの学校の不登校、あるいは不登校傾向の生徒の中に、情緒・通級指導学級の対象となる生徒がいると思いますかというのに、わからないというのが11%あるという。このわからないというのは、どうしてこういうことが出てくるのかなと、すごく不思議に思ったんですけども。

学校運営課長 アンケートの対象が、学校長、養護教諭、各学年の学年主任の方にまで広げてアンケートをしておりますので、実際に具体的なケースを見聞していない場合は、こういう回答もあったのではないかと思います。

櫻井委員長 わかりました。このパーセンテージが上がるということは、本当に木島先生、悲しいですね。

木島委員 そうですね。やはり小学校はあるから、職員にしろ養護教諭にしろ関心があるんですね。ところが中学校にそういう学級がないから、学校関係者も関心があっても、なかなか実感として捉えられない。事実そういう生徒さんがいるわけですね。

櫻井委員長 それもそうですけれども。

木島委員 だから関心が高まらないのでしょうかね。

櫻井委員長 学習障害の生徒の数がふえていきますよね、だんだん。

木島委員 そうですね、当然ふえると思いますね。だから関心が出てくれば出てくるほど、数はふえてくるわけです。中学にそういう学級がなければ全然注意を払わないという、その結果でしょうね。だから、やはり内藤委員がおっしゃったように、これは絶対に早く検討しなければいけないことだと思いますね。

櫻井委員長 ある種、現代社会の問題ということも言えるのかもわからないですけども。よろしいですか。

それでは、報告3についてはいかがでしょう。幼保連携一元化の進捗状況についてですが。

これ、1つだけ伺っていいですか。中町保育園と愛日幼稚園の、この見取り図ですが、玄関というのは、中町保育園側だけにできるということなんですか。

学校運営課長、どうぞ。

学校運営課長 パンフレットの方ではなく、とじ込みのA3の図面でございますが、玄関という文字が愛日幼稚園舎の文字がたまたま非常に小さくなっておりますけれども、一番右上の方に玄関がございます。両方から幼稚園児、保育園児それぞれが登園します。

櫻井委員長 そうなんですか。すみません。

内藤委員。

内藤委員 これまでにも御説明があったかと思えますけれども、この愛日・中町、今度の四谷小学校、一つ一つはいい計画だし了解しますけれども、新宿区全体の幼保連携一元化は、どういうふうに計画があるのか。全体の見通し、つまり幼保連携一元化というのをどんどん、やがては全保育園、幼稚園に及ぼそうという考えがあるとすれば、どのぐらいの期間でそれを達成しようとしているのか。それともこういう条件の整ったところ、あるいは新設というか建て直すところから手をつけていこうという、何かそういう大方針はどういうふうになっているんですか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今のお話なんです、実は今年度、17年度の後半にそういった幼児教育のあり方検討会というのを立ち上げたいと思っているんですが、その中では新宿区における幼児教育のあり方、それから今御指摘のような幼保の連携についてどうしていくのか、今後の方針について、さまざまな角度から検討してまいりたいと思っております。今の段階では準備ということで、私ども教育委員会と、それから幼保連携関係は企画の方にも副参事がおりますので、それから福祉部の保育園関係、そちらと準備を進めまして、ことしの12月ぐらいに

正式の検討会を立ち上げまして、18年度のなるべく早いうちには結論を出したいと思っております。

今御指摘の件につきましては、今後の検討の中で明らかにして、つくりは教育委員会の中では御報告をさせていただきたいと思っておりますが、今検討に着手したというところでございます。

櫻井委員長 要望の声はどうなんですか。多いんでしょうか、要望の声は。

学校運営課長。

学校運営課長 現在ほかの地域から、地域の住民の方から自分のところでも幼保連携、あるいは一元化施設へという声は、特に届いてはございません。

櫻井委員長 ございませんか。

木島委員。

木島委員 それは、内容がまだ知らされていないせいだと思うんですよ。この内容がほかの地区で知らされたら、当然それは希望するところがふえますよ。これは非常にいいことなので、ぜひ少子化対策の一環としても非常に重要なことなんですから、これはよく区全体に広く知らせて、これからどんどん進めなくてはいけないことだと思うんですね。これは、どの地区だって同じような条件でお子さんたちがいるし、母親たちは、それは皆困っているわけですから、これはただ知らないだけでもって、反響云々ではないと思いますね。

櫻井委員長 教育長。

教育長 今の件につきましては、やはり区立幼稚園、それから私立幼稚園、それから保育園も私立、公立があります。そういう全体の中で、多様な主体による多様な形態があっという。選択肢がたくさんあった方がいいというのが基本的な考え方かなと思っています。最終的にそのあり方検討会でどういうふうになるかはわかりませんが、基本線としては、全部幼保にしてしまおうとか全部公立にしてしまおうとか全部私立にしてしまおうとか、そういうことではなくて、多様な主体が多様な形態で、いい形でバランスよく区の中に配置されていくというのが理想形かなと。あとは個別に、さっき内藤委員がおっしゃられたように、それぞれ施設が老朽化したとか、急激に需要がふえたとか、そういうのを見ながら、それぞれ整備するのは順次計画的にやるということになるんだと思うんですけども。それで、その部分を今度のあり方検討会で少し全体像をつくっていきたいということかなというふうに思っております。

櫻井委員長 わかりました。ということで、ほかに御意見は。よろしいでしょうか。

それでは、報告4に移りたいと思いますが、第六次・学校適正配置計画の進捗状況ですが、いかがでしょうか。

ここは、幼保一元化になるわけですね。ですね。はい。

すみません、このブルーの一般開放のスペースですが、これは時間とか曜日とか限らずにですか。全部開放ということでしょうか。

教育環境整備課長 これは、学校開放の時間は、基本的には学校が使わない時間ということでございます。

櫻井委員長 わかりました。

報告4についてはいかがですか。よろしいですか。なさそうですね。

それでは、ほかに御質問がないようですので、本日の日程で報告5、その他となっておりますが、事務局から報告事項ありますでしょうか。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

教育政策課長、何か。

教育政策課長 本日、机上に教科用図書採択に係る要望文等を、これまでの分につきまして、委員の皆様にご配付させていただいております。御確認の方、よろしく願いいたします。これ以降届きました要望文等につきましては、直近の委員会でその都度、きょうのとおり御配付させていただきたいと思っております。

以上でございます。

櫻井委員長 それでは皆様、その御確認を願います。封筒に入っております。御確認いただきましたでしょうか。よろしいでしょうか。

閉 会

櫻井委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時46分閉会